

令和元年10月28日

神奈川県行政書士会 (講義資料)

弁護士 片岡 武

改正相続法と家庭裁判所の実務 (第1回)

～ 相続法 (遺産分割) の基礎知識 ～

(第1回)	
第1 実務上の留意点	第4 遺産分割の基礎知識
第2 遺言相続	第5 改正相続法の制定経緯と概要
第3 法定相続	第6 相続法改正の立法趣旨 (改正概要)

第1 実務上の留意点 (相談に当たっての基礎・応用知識)

(遺言)

(遺留分)

(遺産分割)

【理論編】

- 1 遺産分割の対象となる可分債権の範囲は、預貯金債権に限定されている。
- 2 使途不明金と特別受益の論理の違いを正確に理解する。
- 3 共有分割の二面性
- 4 株式は、銀行の証券代行部が口座管理機関になっているものが多い。
- 5 遺産分割紛争に内在するもの
- 6 任意後見の代理権目録の記載

【相談を受けるときのポイント】

- 1 遺産分割事件の概要を把握するための事情聴取の重要性
 - (1) 戸籍関係
 - (2) 遺産の内容
 - (3) 相続分の確認
 - (4) 生前贈与や寄与分
 - (5) 家族関係の把握
 - (6) 家族紛争の確認
- 2 遺産分割終了後の紛争拡大の有無
- 3 解決手段の選択（調停，審判，訴訟の選択）
- 4 高齢者からの相談には要注意。

【実務編】

- 1 主張
- 2 申立て資料
申立てをする以上，遺産の範囲や裏付け資料は，申立人側が用意する。
- 3 遺産の把握
 - (1) 遺産不動産の調査
 - ア 準備すべき資料
 - イ 現地調査
 - ウ 確認すべき事項
 - (2) 預貯金
 - (3) 株式
 - ア 株式等の取引報告書を調査する。

イ 上場会社の証券保有の有無

- ① 証券会社振替機構に株券を預け入れている場合
- ② タンス株

(4) 動産

(5) 税務署に対する調査嘱託

- 4 株式数の変更
- 5 調停行為能力の調査
- 6 管轄
- 7 当事者の整理
- 8 相続分譲渡と税務
- 9 利益相反
- 10 筆跡鑑定の証拠価値（信用性）
- 11 証拠
- 12 秘匿情報
- 13 遺産分割に関わる関係者の地位と権限

(改正法に関連する留意点・重要論点)

1 施行期日

- (1) 改正相続法の各規律の施行期日に注意。
- (2) 経過措置は附則により定められている。

※ 預貯金の仮分割（附則に規定なし）

仮分割の仮処分の規律は、施行日前に開始した相続についても適用される。

2 配偶者居住権

- (1) 配偶者居住権を主張すべき事案か否かの見極め
- (2) 配偶者を巡る親族関係は多様。

- (3) 配偶者居住権が鑑定になった場合の評価基準が課題。
- 3 特別の寄与料事件の相手方とその管轄裁判所の選択
- 4 全部分割を求めるか、一部分割にとどめるかの検討

第2 遺言相続

1 相続制度の概要

(1) 相続の意義

相続とは、個人の死亡を原因として財産上の地位を承継させることである。

(2) 遺言相続と法定相続

現行法は、権利義務の承継に関して遺言を優先し、遺言がない場合に法定相続になる。

(3) 遺言相続の基本ルール

(4) 相続の開始原因

相続は、被相続人の死亡によって開始する（民法882条）。

2 遺言の意義（★遺言についての理解を深めましょう。）

(1) 意義

自分の死後に一定の効果が発生することを意図した個人の最終意思が一定の方式のもとで表示されたもの

(2) 遺言の特徴（要式行為）

遺言による意思表示は、成立要件として一定の方式が要求される。

(3) 遺言能力

ア 意義

遺言能力とは、遺言の内容を理解し、遺言の結果を弁識しうるに足る意思能力をいう。

※ 成年被後見人の場合は、本心に復して遺言能力があることが前提となるから、医師2人以上が立ち会い、遺言者が遺言時に「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」になかった旨を遺言書に付記して、署名・押印をする必要がある（同法973条）。

イ 遺言能力の判断基準

①遺言者の年齢，②病状を含めた心身の状況及び健康状態とその推移，③発病時と遺言時の時期的関係，④遺言時及びその前後の言動，⑤日頃の遺言についての意向，⑥受遺者との関係，⑦遺言の内容等の事情を考慮する。

（設例1）

（事実関係）

被相続人A（平成26年2月21日死亡）の相続人は、長女B，次女C，長男D，次男Eの4名である。被相続人Aは、平成23年6月13日（当時87歳）に公正証書遺言を作成したが、遺言の内容は、複数の不動産（16筆）及び金融資産（預貯金だけで4つの金融機関計32口，その他保険や国債）を4名の子と義妹，6人の孫に傾斜を付けて分配するというものであった（殊に、B，Cがそれぞれ居住する土地建物を含む遺産の大部分はB，Cないしその子らに相続させ、D，Eには山林1筆ずつのみを相続させるものであった。）。

ところが、遺言公正証書を作成する上で、①被相続人Aは、平成17年4月時点でアルツハイマー型認知症と診断されており、平成19年ころから平成23年3月に火傷を負って負傷するまで各種の不穏な言動（物忘れ，トイレの場所が分からなくなる，夜中に起きて片付けを始める等）があったこと，改訂長谷川式簡易評価スケール（HDS-R）の結果は安定的に低い数値（7～10点）であったこと，②かかりつけ医師が本件遺言の2週間前に作成した診断書において、Aについて自己の財産を管理・処分できな

い（後見相当）と診断していること，③本件遺言作成当時，Aは公証人と会ったことすら覚えていないこと，④本件遺言後の平成23年8月8日，後見開始の申立てがされ，平成24年1月17日に後見開始の審判がなされたこと等の各事情が存在していた。

（設問）

本件遺言公正証書は有効か否か。

（4）遺言の解釈

ア 遺言者の最終意思の尊重

イ 問題事例その1

（設例2）

次の遺言をどのように解釈すべきか。

- （1）「財産については〇〇に全てまかせる」
- （2）「相続については〇〇にまかせる」
- （3）「財産については〇〇に一任する」
- （4）「財産を〇〇に与える」
- （5）「一切の財産を〇〇に譲る」

ウ 問題事例その2

（設例3）

被相続人が，「委任状」という表題のもと，「(1)私の全財産の管理運用，処分方法他含む全てをAに一任する，(2)私の全財産の相続割合の決定をAに一任する。」と記載した書面（自筆，日付，署名あり）を残した。前記書面は，遺言書と認められるか。

エ 問題事例その3

(設例4)

被相続人が、U銀行のうち200万円を長女に与え、残りは二女に譲ると記載した自筆証書遺言を残した。本件遺言は、U銀行に限定する趣旨であり、U銀行の200万円は長女に、U銀行の残りの金額については二女に帰属させるという意味であって、U銀行以外の遺産である現金、S銀行の預貯金は、遺言の射程外であって、それらは、遺産分割の対象となるという意味なのか、それともU銀行の200万円以外の残りの金額のほか、現金、S銀行の預貯金をも二女にすべて帰属させる（遺産分割の対象はなくなる。）という意味なのか。

オ 方式不備の遺言の扱い

(5) 遺言の撤回

ア 遺言撤回の自由

遺言者は、その生存中は、いつでも、何度でも遺言を撤回することができる（民法1022条）。

イ 撤回の意思表示の方法

遺言を撤回するには、「遺言の方式に従って」行われなければならない（民法1022条）。

ウ 撤回擬制（遺言が撤回されたものと評価される場合）

- ① 抵触遺言（前後の遺言が内容的に抵触する場合）（民法1023条1項）
- ② 遺言の内容と、その生前処分とが抵触する場合（同法1023条2項）
- ③ 遺言者が故意に遺言書又は遺贈目的物を破棄した場合（同法10

24条)

(設例5)

Aは旧遺言で「甲地をBに譲る」と書いていたのを、新遺言を作成した際に「甲地をCに譲る」と書いた。

(設例6)

Aは自筆証書遺言で「甲地をBに譲る」と書いたが、その後に甲地をCに生前贈与した。

(設例7)

Aは、自ら自筆証書による遺言書を作成していたが、当該遺言書には、その文面全体の左上から右下にかけて赤色のボールペンで1本の斜線が引かれていた。遺言書の効力は認められるか。

(6) 遺言の効力発生時期

遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生じる（民法985条1項）。

3 自筆証書遺言

(1) 意義

遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自分で書き、押印して作成する方式の遺言（民法968条1項）

(2) メリット

(3) デメリット

(4) 遺言書全文の自書

ア 自書の意義

自書とは、遺言者が自筆で書くことである。遺言書は、全文を自分で書かなければならない。

イ 自書をめぐって問題となるもの

タイプ打ちのもの、コピーしたもの、ワープロによるもの、点字によるものは、自書に当たらない。

ウ 自筆証書遺言の方式緩和（自書によらない財産目録の添付）→改正法

エ 自書能力

遺言者は、遺言当時に自書能力（遺言者が文字を知り、かつ、これを筆記する能力）を有しなければならない。

オ 日付

① 意義

② 要件

年月日まで客観的に特定できるように記載しなければならない。

カ 氏名

キ 押印

① 意義

② 印章

自筆証書遺言に使用すべき印章に制限はない（実印である必要はない。）。認め印でもよい。

③ 指印であることの可否

押印は指印でもよい。

④ 花押

- ※ 最三小判平成28年6月3日（家庭の法と裁判8号40頁）
- ク 加除訂正（民法968条2項）
- ケ 家庭裁判所の検認の手続が必要である（民法1004条）。

4 公正証書遺言

(1) 意義

遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書による遺言書を作成する方式の遺言（民法969条）

(2) メリット

※ 公証人が原本を保管するので、破棄・隠匿されるおそれがない。

※ 遺言検索システム

(3) デメリット

(4) 方式

5 遺贈

(1) 意義

被相続人が遺言によって他人に自己の財産を与える処分行為（民法964条）である。

(2) 特定遺贈

特定遺贈とは、対象となる財産を具体的に特定して行う遺贈をいう。

※ 対象財産は遺産分割の対象から除かれる。

(3) 包括遺贈

包括遺贈とは、遺産の上に抽象的持分を示して行う遺贈をいう。

ア 全部包括遺贈

遺産分割協議を要せず、受遺者が全遺産を取得する遺贈

イ 割合的包括遺贈

Aに全遺産の5分の2を、Bに5分の2を、Cに5分の1をそれぞれ

遺贈する旨の分数的割合による包括遺贈

(4) 遺贈の当事者

ア 遺贈をした被相続人のことを遺贈者といい，遺贈によって相続財産を与えられた者のことを受遺者という。

イ 受遺者

- ① 遺贈は，相続人に対しても，第三者に対しても，行うことができる。
- ② 受遺者は，自然人に限らず，法人であってもよい。
- ③ 受遺者は，遺言の効力が発生した時点で存在しているものでなければならない（民法994条1項）。
- ④ 遺言の効力が発生する「以前」に受遺者が死亡したときは，遺贈は無効となる（民法994条1項）。

(設例8)

Aは、「自分の死後，甲銀行に対する200万円の預金をDに譲る」との遺言書を作成した。ところが，その後，まずDが死亡し，次いでAが死亡した。遺言書は有効か。

(5) 効力

受遺者は，遺贈の効力を生じると同時に，遺贈の目的物の権利を取得する（目的物上の物権を取得する）。

- | | | | |
|---|-----------|---|-----|
| 6 | 特定財産承継遺言 | → | 改正法 |
| 7 | 相続分の指定 | → | 改正法 |
| 8 | 遺産分割方法の指定 | → | 改正法 |

9 遺留分

→ 改正法

第3 法定相続

1 法定相続の基本ルール

2 相続の開始要件

(1) 原則

相続は、被相続人の死亡によって開始する（民法882条）が、相続人は、被相続人死亡時に権利主体として存在していることを要する（被相続人と相続人の「同時存在の原則」）。

(2) 例外

ア 胎児の出生擬制（民法886条）

イ 代襲相続

ウ 再代襲

(3) 相続人の種類

ア 血族相続人

① 第1順位の相続人は、子である（民法887条1項）。

② 第2順位の相続人は、直系尊属である（民法889条1項1号）。

③ 第3順位の相続人は、兄弟姉妹である（民法889条1項2号）。

イ 配偶者相続人

配偶者相続人は常に相続人となる（民法890条）。

※ 配偶者は、法律上の配偶者でなければならない。

(4) 相続資格の具体的確定

ア 相続欠格（民法891条）

イ 相続人の廃除（民法892条）

ウ 相続の放棄と承認（民法915条）の選択

※ 熟慮期間（自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月）

① 被相続人が死亡した事実と

② 自己がこの者の相続人である事実を知った時ということ

※ 親族の残した債務の相続人になった親が相続放棄せずに死亡した場合における子の熟慮期間

最二小判令和元年8月9日

エ 相続の放棄

3 相続分の確定

(1) 指定相続分

被相続人は、遺言で相続分を指定することができる。

(2) 法定相続分

被相続人による相続分の指定がない場合には、民法の定める相続分が適用される（民法900条）。

ア 配偶者の法定相続分

昭和55年の民法改正で相続分が拡張された。昭和56年1月1日以降に開始された相続について適用される。

相続人	配偶者の相続分	
	昭和22年改正	昭和55年改正
1 子と配偶者	3分の1	2分の1
2 直系尊属と配偶者	2分の1	3分の2
3 兄弟姉妹と配偶者	3分の2	4分の3

イ 子の相続分

子が数人であれば同順位で、かつ、均等の相続分を有するのが原則である（民法900条4号本文）。

ウ 婚外子の相続分

※ 最大決平成25年9月4日

「嫡出子と婚外子の相続分につき差を設けることは、遅くとも平成13年7月当時において、法の下での平等を規定する憲法14条1項に反し、違憲である。」

★ 上記決定を受けて、民法900条4号が改正され（平成25年法律第94号）、公布の日（平成25年12月11日）から施行されているが、附則2項により、平成25年9月5日以後に相続が開始した事案について適用される。したがって、相続開始日によって適用される法律関係が異なることに注意を要する。

エ 兄弟姉妹

半血兄弟姉妹と全血兄弟姉妹とがいる場合には、半血兄弟姉妹の法定相続分は、全血兄弟姉妹の半分である（民法900条4号ただし書）。

(3) 法定相続分の変動

ア 相続分の放棄

相続人の一人が相続分放棄をした場合、その相続分は「残された相続人の相続分率」に応じて配分される（他の相続人らの相続分が異なってくる）。

イ 相続分の譲渡

相続人の一人又は数人が遺産全体に対する共同相続人の有する包括的持分（又は法律上の地位）を譲渡することである。

4 相続財産の包括承継

(1) 「相続による承継」の意味

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（包括承継，民法896条本文）。

- (2) 帰属上の一身専属権の例
- (3) 相続財産に属する権利か，受取人固有の権利かが問題となるもの
 - ア 生命保険金請求権
 - イ 死亡退職金
 - ウ 祖先祭具等の承継
 - エ 遺骨

第4 遺産分割の基礎知識

1 意義

- (1) 意義
- (2) 遺産分割手続の手順
 - ※ 分割する遺産とは，ア相続時に存在し，かつ，イ分割時に存在する，ウ未分割の遺産をいう。
- (3) 「相続時に存在」というのは，被相続人が死亡した時の財産が分割の対象となるということである。
- (4) 「遺産分割時に存在」しない遺産は，遺産分割の対象とならない。
- (5) 相続人の一人が被相続人の亡くなる直前に被相続人名義の預貯金を引き出した場合（使途不明金）の処理
 - ア 相続開始前の払戻しにおける実務
 - イ 相続開始後の払戻しにおける実務
 - 預貯金が死後に払い戻された場合，民法906条の2第2項が適用されるので，処分者や自己使用の認定ができる場合には，他の共同相続人の同意さえあれば，処分した相続人の同意がなくとも払い戻された預貯金を遺

産の範囲に含めることができることとなる。

(5) 相続人間で遺産分割協議が有効に成立している

相続人間で遺産分割協議が有効に成立している場合には、その遺産については分割が終了していることになるから、遺産分割の対象となる遺産が存在しないことになる。したがって、遺産分割の対象となる遺産は、「未分割」の遺産ということになる。

2 前提問題と付随問題の本体からの切り離し

(1) 前提問題

ア 意義

遺産分割手続の進行に当たり、分割方法を定める前に解決しておかなければならない問題である。

イ 前提問題の例

- ① 相続人の範囲についての争い
- ② 遺言書の効力又は解釈についての争い
- ③ 遺産分割協議（書）の効力についての争い
- ④ 遺産の帰属についての争い

ウ 前提問題についての基本的な対応

エ 前提問題に関する訴訟が提起されている場合等の措置

(2) 付随問題

ア 意義

遺産分割に付随した法的紛争を意味する。

イ 付随問題の例

遺産分割調停事件では、相続人間に派生する様々な法的紛争が手続の中に持ち込まれ、調停紛糾の原因となる。

ウ 付随問題についての基本的な対応

2 遺産分割の対象（★遺産分割の対象となる財産にはどのようなものがあるかを理解しましょう。）

遺産分割の対象としては、現金、預貯金、不動産、借地権、社員権（株式・出資金）、特許権、著作権等があるが、調停で扱えるものと審判で扱えるものは異なる点に注意する必要がある。

(1) 現金

(2) 金銭債権その他の可分債権（預貯金等）

ア 従前の実務・判例

イ 問題の背景

ウ 判例変更

※ 最大決平成28年12月19日（家庭の法と裁判9号6頁）

「共同相続された普通預金債権，通常貯金債権及び定期貯金債権は，いずれも，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく，遺産分割の対象となる。」

エ 預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず，共同相続人全員の同意を得ることができない場合の不都合の回避

オ 仮分割仮処分 →改正法

カ 預貯金の払戻し →改正法

キ 相続開始後の財産処分 →改正法

(3) 定額郵便貯金（定額貯金）

※ 最二小判平成22年10月8日家月63巻4号122頁

(4) 相続財産から生じた果実と遺産分割

※ 最一小判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁，判時1913号62頁

(5) 投資信託

※ 最三小判平成26年2月25日判時2222号53頁

委託者指図型投資信託に係る信託契約に基づく受益権について、当然分割否定説を支持した。

(6) 国債

※ 最三小判平成26年2月25日判時2222号53頁

(7) 株式

※ 最三小判平成26年2月25日日判時2222号53頁

(8) 代償財産（相続開始後遺産分割までの間に遺産の存在形態が変形した場合）

相続人が全員の合意によって遺産分割前に特定の不動産を第三者に売却したときは、その不動産は、遺産分割の対象から逸出し、各相続人は、第三者に対し各持分に応じた代金債権を取得し、個々に請求できることになる。

(9) 遺族給付

(10) 相続債務（相続開始前の債務）

本来、金銭債務は、相続により当然に各相続人に法定相続分で承継されるため、遺産分割の対象とはならない。

(11) 葬儀費用

葬儀費用（通夜、告別式、遺骸の火葬などの葬儀に要する費用）は、相続開始後に生じた債務であって、相続財産に関する費用とはいえないので、遺産分割の対象とはならない。

(12) 香典

被相続人への贈与ではなく、一般的には葬式の主宰者への贈与であり、その本質は、葬式費用の儀礼的な分担の意味での贈与となるので、遺産分

割の対象とはならない。

(13) 祭祀財産

遺産分割の対象とはならず，祭祀承継者が当然承継する。

(14) 遺骨

慣習上の祭祀主宰者に帰属する（最三小判平成元年7月18日家月41卷10号128頁）。

(15) 動産（貴金属，着物，家財道具等）

4 評価（★相続人の具体的相続分を割り出すためには遺産の総額が定まっていなければならないことを理解しましょう。）

(1) 意義

(2) 視点

(3) 評価を必要とする場合

ア 遺産を現物で分割する場合（現物分割）

イ 特定の相続人が遺産を取得し，他の相続人に対し代償金を支払う場合（代償分割）

※ 他の遺産の取得や代償金の存否及び代償金額等の判断資料として，評価が必要となる。

(4) 原則として評価が不要な場合

ア 換価する場合（換価分割）

イ 共有にする場合（共有分割）

※ 特別受益や寄与分が問題となる場合には，みなし相続財産を算出するために評価が必要であることに注意しなければならない。

(5) 評価の時点

遺産分割時（現実に分割する時点）の評価による。

※ 実務では，遺産分割時説に立っている。

※ なお、特別受益、寄与分が問題となる事案においては、相続開始時が基準となるので、相続開始時の評価も必要となる。

(6) 不動産評価の公的基準

遺産が不動産である場合には、次のような公的な評価基準がある。

ア 固定資産税評価額

イ 公示価格

ウ 相続税評価額（いわゆる路線価格）

(7) 遺産評価の方法

ア 評価に関する当事者間の合意

イ 鑑定

当事者間に合意が成立しない場合には、不動産鑑定の専門家である不動産鑑定士を鑑定人に選任して、評価を行うことになる（家事法64条1項、民訴法212条以下）。

(8) 株式の評価

(9) 動産の評価

5 具体的相続分の確定（★法定相続分が修正される場合があることを知らましよう。）

(1) 具体的相続分の意義

指定相続分・法定相続分により相続財産に対する各共同相続人の具体的な相続分が最終的に確定されるわけではない。修正を加える必要がある場合もある。

(2) 特別受益

ア 意義及び趣旨

イ 種類

① 遺贈

- ② 婚姻又は養子縁組のための贈与
- ③ 学資
- ④ その他の生計の資本としての贈与

ウ みなし相続財産

相続開始時に有していた積極財産（債務を控除しないもの）の額に、相続人が受けた贈与（相続分の前渡しと評価されるもの）の額を加算する。

エ 持戻し免除の意思表示

オ 超過受益の取扱い

特別受益が一応の相続分（みなし相続財産×各相続人の法定相続分）を超過する場合は、超過分を返還する必要はなく、ただその相続において新たに財産を取得することはできない（民法903条2項）。

(3) 寄与分

ア 意義及び趣旨

イ 要件

- ① 寄与行為の存在
- ② 当該寄与行為が特別の寄与であること
- ③ 被相続人の遺産が維持又は増加したこと
- ④ 寄与行為と被相続人の遺産の維持又は増加との間に因果関係があること

ウ 寄与行為の時期

相続開始時までである。

エ みなし相続財産

6 分割方法

(1) 類型

- ア 現物分割（個々の財産の形状や性質を変更することなく配分する）
- イ 代償分割（一部の相続人に法定相続分を超える額の財産を取得させた上、他の相続人に対する債務を負担させる）
- ウ 換価分割（遺産を換価処分した後に価格を分配する）
- エ 共有分割（遺産の一部、全部を複数の共同相続人の共有とする）

(2) 方法の選択基準

- ア 合意の優先
- イ 審判の場合

7 事例検討

【事例】

被相続人Aは、平成25年4月30日に死亡し、相続が開始した。その相続人は、長女B（東京）と長男C（大阪）であり、法定相続分は各2分の1である。

遺産は、東京都豊島区所在の土地建物（Bは被相続人Aと同居していたが、相続開始後は1人で居住している。）、株式（評価額500万円）、現金300万円（B保管）、預貯金（相続開始時残高合計200万円）である。

Cは、遺産分割の協議を申し入れたが、Bがこれに応じないので、Bを相手方として遺産分割の調停を申し立てた（民法907条2項）。

以下の(1)ないし(6)の各事由がある場合における問題点を検討してみましょう。

(1) 遺言

Bは、被相続人Aの自筆証書遺言（「遺産は全部Bに相続させる」）を提出して、未分割の遺産はないと主張した。

(2) 遺産の範囲（使途不明金）

遺産である預貯金は、Bが保管していたが、相続開始前の2か月のうちに合計1000万円が払い戻されていた。Cは、Bに対し、その使途を明らかにするよう求めている。

(3) 遺産の評価

不動産の評価に争いがあり，評価額の合意が得られない。

(4) 特別受益

Cは，平成19年3月1日，被相続人Aから，マンションの購入資金として1000万円の贈与を受けていた。

(5) 寄与分

Bは，平成20年4月から5年間，被相続人Aの介護を献身的に行ったので，これを療養看護型の寄与分（2000万円）として認めてもらいたいと主張する。

(6) 分割方法

Bは，不動産の代償取得を希望するが，Cは，不動産を売却してその売却代金を1/2ずつ分配することを希望する。

第5 改正相続法の制定経緯と概要

1 法改正の契機

2 法制審議会における審議内容と改正法

(1) 検討項目

ア 配偶者の居住権を保護するための方策

- ① 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策
- ② 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

イ 遺産分割に関する見直し等

- ① 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）
- ② 遺産分割前における預貯金の払戻し制度等の創設・要件明確化
- ③ 一部分割

④ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
ウ 遺言制度に関する見直し

- ① 自筆証書遺言の方式緩和
- ② 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設
- ③ 遺贈の担保責任等
- ④ 遺言執行者の権限の明確化等

エ 遺留分制度に関する見直し

- ① 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
- ② 遺留分の算定方法の見直し
- ③ 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

オ 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

- ① 相続による権利の承継に関する規律
- ② 相続による義務の承継に関する規律
- ③ 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

カ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(2) 審議の経過

3 配偶者の相続分の見直し

4 可分債権の遺産分割性

- (1) 論議の対象
- (2) 平成28年決定による論議の推移

5 経過

6 追加試案において審議された項目

- (1) 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
- (2) 持戻し免除の意思表示の推定規定の規律
- (3) 裁判所による期限の許与

第6 相続法改正の立法趣旨（改正概要）

【序論】

- 1 遺産分割の審理モデル（資料1）
- 2 段階的進行モデルの観点に基づく改正法の分析
 - (1) 相続開始直後の手続
 - ① 遺産分割前における預貯金の払戻し制度
 - ② 配偶者の居住権を短期的に保護する制度（配偶者短期居住権）
 - (2) 遺産の分割の手続
 - ③ 分割する財産の選択（一部分割）
 - ④ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
 - ⑤ 遺産分割前における預貯金の仮分割制度
 - ⑥ 配偶者の居住権を長期的に保護する制度（配偶者居住権）
 - ⑦ 持戻し免除の意思表示の推定
 - (3) 遺産の分割に関連する手続
 - 相続人以外の親族の貢献を考慮するための改正（特別寄与料）

以 上

2回目（12/16・テーマ 遺産分割に関する法改正）の予定

- 第1 実務上の留意点
- 第2 改正相続法の立法趣旨
- 第3 財産処分（使途不明金）
- 第4 配偶者居住権
- 第5 特別寄与料
- 第6 一部分割
- 第7 遺産分割方法の検討

【参考資料】

(相続法改正の参考図書)

- 1 堂蘭幹一郎，野口宣大編著「一問一答・新しい相続法－平成30年民法等（相続法）改正，遺言書保管法の解説」（商事法務）
- 2 堂蘭幹一郎，神吉康二編著「概説 改正相続法－平成30年民法等（相続法）改正，遺言書保管法制定－」（きんざい）
- 3 潮見佳男「詳解相続法」（弘文堂）
- 4 二宮周平「家族法（第5版）」（新世社）
- 5 佐々木茂美・潮見佳男監修「債権法改正と家庭裁判所の実務」（日本加除出版）
- 6 東京家庭裁判所家事第5部編著「東京家庭裁判所家事第5部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用」（日本加除出版，家庭の法と裁判の号外）
- 7 片岡武・管野眞一「改正相続法と家庭裁判所の実務」（日本加除出版）

【離婚等】

- 1 秋武憲一「第3版 離婚調停」日本加除出版
- 2 秋武憲一・岡健太郎編著「離婚調停・離婚訴訟」青林書院
- 3 二宮周平・榊原富士子「離婚判例ガイド【第3版】」有斐閣

【婚姻費用・養育費】

- 1 松谷佳樹「婚姻費用・養育費の調停・審判事件の実務」法曹時報66巻6号1358頁
- 2 松本哲弘「婚姻費用分担事件の審理－手続と裁判例の検討」法曹時報62巻11号2頁
- 3 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」判例タイムズ1111号285頁

【面会交流】

- 1 細矢郁ほか「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方—民法766条改正を踏まえて—」（家月64巻7号1頁）
- 2 関根澄子「家庭裁判所における面会交流及び養育費をめぐる事件の実務」（棚村政行編著『第2版 面会交流と養育費の実務と展望』（日本加除出版, 2017 40頁以下）
- 3 片岡武・萱間友道・馬場絵理子「実践調停 面会交流（子どもの気持ちに寄り添う調停実務）」日本加除出版

【子の引渡し等】

松本哲弘「子の引渡し・監護者指定に関する最近の裁判例の傾向について」法曹時報63巻9号2頁

【遺産分割】

- 1 上原浩之・高山浩平・長秀之「遺産分割〔改訂版〕」青林書院
- 2 片岡武・管野眞一「第3版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」日本加除出版
- 3 片岡武・細井仁・飯野治彦「実践調停 遺産分割事件」日本加除出版

【相続に関連する登記本】

- 1 幸良秋夫「改訂 設問解説 相続法と登記」日本加除出版
※ 相続・遺贈の登記に関する実務の取扱いを説明している。
- 2 田村洋三・小坪眞吏「補訂 実務・相続関係訴訟」日本加除出版

【公証実務・遺言執行】

- 1 雨宮則夫・寺尾洋「Q & A 遺言・信託・任意後見の実務（第2版）」日本加除出版
- 2 鬼丸かおる「大遺言—遺言作成から執行まで—」司法書士2004・9～2005・4（8回連載）

【財産管理に関するもの】

片岡武・金井繁昌・草部康司・川畑晃一「第2版 家庭裁判所における成年
後見・財産管理の実務」日本加除出版

【書式と手続きに関するもの】

- 1 長山義彦ら「新版 家事事件の申立書式と手続」新日本法規

